



# 保管場所使用権限疎明書面（自認書）

【三重県】

証明申請・届出 に係る保管場所である 土地・建物 は、私の所有であることに間違いありません。

\_\_\_\_\_  
警察署長 殿

平成 年 月 日

〒 \_\_\_\_\_

住 所

氏 名



電 話

局

番

- 備考 1、保管場所証明申請の場合は証明申請に、保管場所届出の場合は届出に○をつけてください。  
2、土地・建物については、どちらかに当てはまるほうに（両方に当てはまる場合は両方）に○をつけてください。書き損じた場合、2重線を弾き、訂正印を押すこと。（訂正印については同じ印を私用すること）